

長瀬町原油価格・物価高騰対策生活者支援事業

参加事業所マニュアル

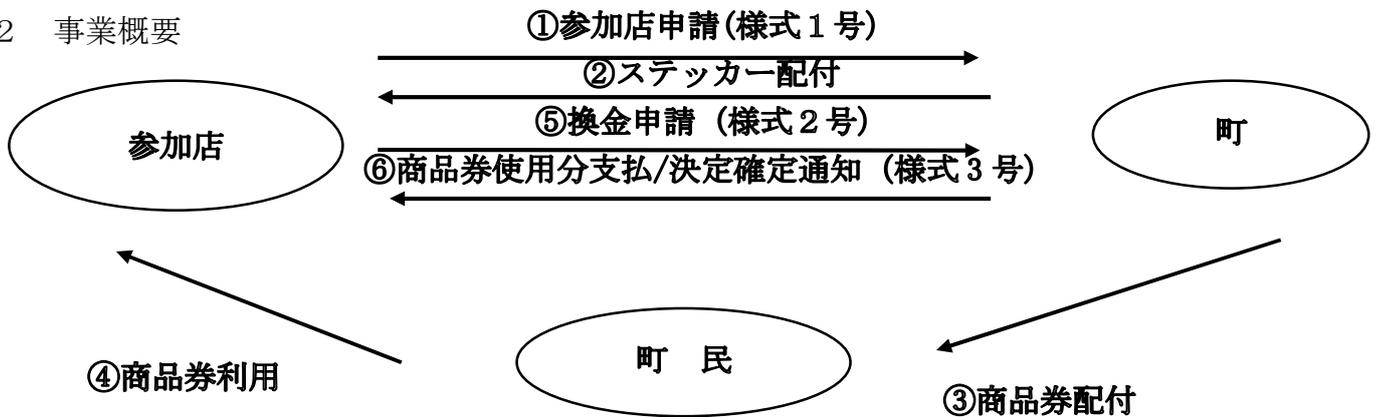
1 事業内容

町では、新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格・物価高騰で苦慮している町民を支援するため、町内の参加店で使用できる商品券を配付します。

長瀬町原油価格・物価高騰対策生活者支援事業（長瀬町商品券）

町民1人当たり3,000円【全店共通券（500円×3枚）、中小一般券（500円×3枚）】分を約6,800人（全店共通券20,400枚、中小一般券20,400枚）へ配付

2 事業概要



- (1) 商品券の使用期限（有効期限）は、令和4年9月15日から令和4年12月31日までとする。また、有効期限後は商品券は無効となり、使用することができない。
- (2) 商品券は再発行をしない。
- (3) 商品券の利用可能な店舗は、取扱参加店登録をした店舗とする。

3 商品券の取扱方法

- (1) 消費者（お客様）が商品券を使用される時は、偽造券（カラーコピー等）、以前配付（帯の部分かオレンジ色、緑色）したものでないかを確認のうえ取り扱うこと。
なお、商品券は偽造防止策として次の加工が施してある。
 - ・蛍光インキ加工（ピンク色の帯の部分）
 - ・ナンバリング（商品券1枚ごとに異なる番号が振られている。）
- (2) 商品券の額面金額の合計が取引の対価を下回る場合のみ使用できる。
- (3) 商品券を交換、譲渡及び売買しないこと。（他店転用及び直接換金はしないこと。）
- (4) 商品券を次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用させないこと。
 - ① 不動産や金融商品
 - ② たばこ
 - ③ プリペイドカード等換金性の高いもの
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ⑤ 国税、地方税や使用料などの租税公課
- (5) 商品券は、再発行をしないので、取り扱いには十分注意すること。

4 参加店の責務及び注意事項

- (1) 特定取引において商品券の受取を拒んではならない。
- (2) 町と適切な連携体制を構築すること。
- (3) このマニュアルに定める事項を遵守しなければならない。

5 商品券の換金手続き

- (1) 商品券の換金は、商品券枚数の確認及び商品券裏面に参加店のゴム印等を押印したうえで、「長瀬町原油価格・物価高騰対策生活者支援事業商品券換金申請書兼請求書（様式第2号）」に必要事項を記入し、商品券とともに町民課へ提出すること。
(土曜日、日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時までの受付とする。月曜日は窓口が混雑していることが多く、待ち時間が長くなることが予想されます。)
- (2) 口座振替は、町が指定する日において行う。
- (3) 商品券の換金申請期限は、令和5年1月31日までとする。なお、換金期限を超えた場合は換金できないので注意すること。
- (4) 町から「長瀬町原油価格・物価高騰対策生活者支援事業商品券換金決定通知書兼交付額確定通知書（様式第3号）」を通知する。